

# 山梨県公報

号外第四十号

平成二十五年

六月二十八日

金 曜 日

## 目 次

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則……………一

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則……………二

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………二

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………四

## 規 則

### 山梨県規則第二十六号

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、技能労務職員の給与の特例を定めるものとする。

(技能労務職員の給与に関する規則の特例)

**第二条** 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下この条から第四条までにおいて「特例期間」という。)においては、技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号。以下この条において「給与規則」という。)(第三条に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県規則第六号)附則第二項の規定によりその例によることとされる山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第一百二号。以下この項において「平成十七年改正条例」という。)(附則第十条の規定による給料を含み、当該職員が給与規則第八条第一項の規定によりその例によることとされる山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)(附則第五項の規定の適用を受ける者である場合)にあつては、同項本文の規定により半額を

減ぜられた給料月額(平成十七年改正条例附則第十一条の規定による給料を含む。)をいう。以下この項において同じ。)(の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される技能労務職給料表の次の表の上欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
二級以下	百分の四・七七
三級以上	百分の七・七七

2 特例期間においては、給与規則に基づき支給される給与の支給については、前項に定めるもののほか、山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例(平成二十五年山梨県条例第四十四号。次項、次条及び第四条において「特例条例」という。)(第二条第二項の規定の例による。

3 特例期間においては、給与規則第八条第一項の規定によりその例によることとされる山梨県職員給与条例第四条及び第二十六条から第二十八条までの勤務一時間当たりの給与額の算出については、特例条例第二条第三項の規定の例による。

(派遣職員の給与の特例)

**第三条** 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されている技能労務職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の額については、特例条例第十一条第一項の規定により読み替えて適用される外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員の例による。

2 特例期間においては、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第八条の規定により給与を支給される技能労務職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の額については、特例条例第十三条第一項の規定により読み替えて適用される公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例第四条の規定の適用を受ける職員の例による。

(その他の特例)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、特例期間における技能労務職員の給与の支給については、特例条例に基づき給与の支給の例による。

#### 附 則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

**山梨県規則第二十七号**

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県市町村振興資金条例施行規則（昭和三十八年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中、「百分の二十」（山梨県景観条例（平成二年山梨県条例第二十四号）第九条第一項の規定により指定された景観形成地域の区域における景観形成のための建設事業に係る資金にあつては百分の四十）を削り、「百分の六十」を「百分の六十を」に、「百分の三十五」を「百分の三十五」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の山梨県市町村振興資金条例施行規則第十二条の規定は、この規則の施行の日以後に融通を決定される資金について適用し、同日前に融通を決定された資金については、なお従前の例による。

**山梨県規則第二十八号**

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成十三年山梨県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項から第五項までの規定中、「上欄」を「中欄」に、「平成二十五年六月三十日」を「平成二十八年六月三十日」に改める。

附則第六項中、「平成二十五年六月三十日」を「平成二十八年六月三十日」に改める。

附則別表一備考以外の部分を次のように改める。

附則別表一（附則第三項 第五項関係）

項	業種その他の区分	規制基準（単位 ふう 素の量に関して、一リ ットルにつきミリグラ ム）
一	ほろろつ鉄器製造業	一五
二	うわ薬製造業（ほろろつうわ薬を製造するものに限る。）	一五
三	電気めつき業（一日当たりの平均的な汚水の量が五十立方メートル以上のものに限る。）	一五
四	旅館業（昭和四十九年十二月一日後に湧出した温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が五十立方メートル以上であるものに限る。）	一五
五	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。）以外のものに限る。）（を利用するものに限り、前項に掲げるものを除く。）	三〇
六	電気めつき業（三の項に掲げるものを除く。）	五〇
七	旅館業（温泉を利用するものに限り、四の項及び五の項に掲げるものを除く。）	五〇

附則別表一備考2中「上欄」を「中欄」に改める。

附則別表二備考以外の部分を次のように改める。

附則別表二（附則第六項関係）

有害物質の種類	業種その他の区分	規制基準（単位 ほう
---------	----------	------------

<p>粘土瓦製造業（つわ薬瓦を製造するものに限る。）</p>	<p>金属鉱業</p>	<p>下水道業（旅館業）温泉を利用するものに限る。（に属する指定工場等から排出される水又は廃液を受け入れており、かつ、一定の条件に該当するものに限る。）</p>	<p>貴金属製造・再生業</p>	<p>つわ薬製造業（ほつ素つわ薬を製造するものに限る。）</p>	<p>ほつ素つわ薬製造業</p>	<p>電気めっき業</p>	<p>ほつ素及びその化合物</p>
<p>一一〇</p>	<p>一〇〇</p>	<p>五〇</p>	<p>五〇</p>	<p>五〇</p>	<p>五〇</p>	<p>四〇</p>	<p>素及びその化合物にあつてはほつ素の量に關して一リットルにつきミリグラム、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつてはアンモニア性窒素に四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に關して一リットルにつきミリグラム）</p>

<p>うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するものを製造するものに限る。）</p>	<p>旅館業（温泉を利用するものに限る。）</p>	<p>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>
<p>一四〇</p>	<p>五〇〇</p>	<p>一五〇</p>
<p>酸化コバルト製造業</p>	<p>電気めっき業</p>	<p>畜産農業</p>
<p>一六〇</p>	<p>三〇〇</p>	<p>七〇〇</p>
<p>ジルコニウム化合物製造業</p>	<p>モリブデン化合物製造業</p>	<p>バナジウム化合物製造業</p>
<p>七〇〇</p>	<p>一、七〇〇</p>	<p>一、七〇〇</p>
<p>貴金属製造・再生業</p>		
<p>三、〇〇〇</p>		

附則

1 (施行期日)

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 山梨県規則第二十九号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「第九条の二の三第一項第三号」を「第九条の三第一項第三号」に改める。

第二十五条中「次条及び第二十八条」を「第三十四条及び第三十六条」に改める。

第三十三条中「読み替えて」を削る。

第十四号様式中「山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則第15条第3項」を「山梨県営住宅設置及び管理条例第15条第3項（第27条第3項）」に改める。

第二十七号様式中「山梨県営住宅設置及び管理条例第59条第1項の規定により、次のとおり駐車場の使用を許可」を「次のとおり駐車場の使用を許可するので、山梨県営住宅設置及び管理条例第59条第2項の規定により通知」に改める。

第三十一号様式中「第27条関係」を「第35条関係」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二十五条、第三十三条、第十四号様式、第二十七号様式及び第三十一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。